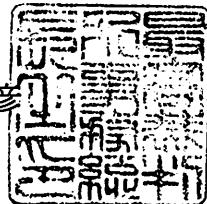


令和元年7月29日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



### 理由説明書

本日付けの諮詢（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

#### 記

#### 1 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和元年6月27日付け司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

新任の最高裁判所裁判官に対する所管事項説明で使用した文書（最新版）

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、6月25日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

最高裁判所裁判官に対する所管事項説明は、事務総局の各局課の長が、当該局課の所管する事務に関する最近の情勢や課題等を抽出して説明するものである。

説明の具体的な内容は、組織的な意思決定に基づいて確定するものではなく、説明者である各局課の長の裁量においてその都度個別に検討されており、説明

方法も主に口頭による。

以上を踏まえると、最高裁判所の職員が組織的に用いるものとして、本件開示申出に係る文書を作成又は取得しておらず、不開示とした原判断は相当である。